

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定により下記のとおり、営業時間短縮又は休業を要請します。

(要請に応じていただいた皆様には別添のとおり協力金を支給します。)

○要請内容

区域：小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町の全域

期間：令和3年8月9日(月)から8月18日(水)まで
(感染状況により延長する場合があります。)

対象施設	区分		要請内容
接待を伴う飲食店、飲食店(酒類の提供を行うものに限る) (特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設)	「信州の安心なお店」 認証店		営業時間短縮 (5時～20時) (特例あり)
	「信州の安心なお店」 非認証店	ガイドライン 遵守	営業時間短縮 (5時～20時)
ガイドライン 非遵守		休業 (協力金支給の 対象外)	
飲食店等(酒類の提供を行うものに限る) (特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設)			

○要請対象施設(以下の①～③のいずれも満たす施設が対象となります。)

- ①上記「○要請内容」における対象施設(酒類を提供する飲食店等)
- ②要請の以前から、午後8時～翌日午前5時の時間帯に日常的に夜間営業を行う施設
- ③飲食店営業許可(食品衛生法上)を受けている施設

【対象となる施設の例】

- ・特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、ライブハウス、カラオケボックス等
- ・特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設
居酒屋、食堂、レストラン等

【対象外となる施設の例】

- ・通常午後8時までに閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露店型店舗、漫画喫茶、インターネットカフェ、宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する施設、キッチンカー形式の店舗

○認証店の特例

- ・認証店は、20時以降も営業継続するか、時短要請に協力するかを選択できます。(営業を継続した場合は協力金の支給対象外です。)
- ・営業を継続する場合は、20時以降の時間帯は、1グループは「同居家族又は4人以内」、利用する時間は「2時間以内」に限定します。(お客様入店時に確認してください。)
- ・営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。